

# 戸田市いじめ防止基本方針

平成26年5月29日

戸 田 市

## 目次

はじめに	1
第1 いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢	1
1 いじめ防止等のための対策に関する基本理念	
2 いじめの定義	
3 いじめの理解	
第2 いじめ防止等のための対策の基本的な取組	2
1 いじめの未然防止	
2 いじめの早期発見	
3 いじめへの対処	
4 家庭や地域との連携	
5 関係機関との連携	
第3 いじめ防止等のための対策の内容	3
1 いじめ防止等のための組織	
(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置	
(2) いじめ問題調査委員会の設置	
(3) 生徒指導支援センターの活用	
2 教育委員会が実施する施策	4
(1) 基本的な方針	
(2) 組織的な対応	
(3) 未然防止に向けた定期的なアンケート	
(4) 専門的な相談員等の配置	
(5) 教職員の研修	
(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策	
(7) 啓発活動	
3 学校が実施する施策	5
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) 学校におけるいじめ等の対策のための組織の設置	
(3) 学校におけるいじめ防止等に関する取組	
第4 重大事態への対処	7
1 重大事態とは	
2 重大事態の発生と調査	7
(1) 重大事態の報告	
(2) 調査の趣旨及び調査主体	
(3) 調査を行うための組織	

(4) 調査の実施に当たって	
3 調査結果の提供及び報告	10
(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報の提供	
(2) 調査結果の報告	
4 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	10
(1) 再調査	
(2) 再調査を行う機関	
(3) 再調査の結果を踏まえた措置等	

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

戸田市は、これまでも、「いじめは絶対許さない」こととし、市、学校、家庭、地域が連携していじめの防止と対策にあたってきた。

このたび、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）を受けて、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、法第12条の規定に基づいて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「戸田市いじめ防止基本方針」を策定した。

## 第1 いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢

### 1 いじめ防止等のための対策に関する基本理念

いじめ防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関わる問題であることを認識し、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行われなければならない。

また、いじめ防止等のための対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、重大な状況も生み出す行為であることを、児童生徒が十分理解できるよう行われなければならない。

さらに、いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることから、国、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服を目指して行われなければならない。

### 2 いじめの定義

法第2条に規定されているいじめの定義は次のとおりである。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）の中の人的関係をいう。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

## 具体的ないじめの様態

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

## 3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせ等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険が生まれることを十分に理解する必要がある。

加えて、いじめの加害・被害という関係だけではなく、周りでいじめ行為をはやし立てたり、おもしろがったりする者や、暗黙のうちに傍観している者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要がある。

さらに、いじめは大人から見えないところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、重大な事態に至っている場合があるということを理解した上で対処することが大切である。

## 第2 いじめ防止等のための対策の基本的な取組

### 1 いじめの未然防止

いじめの問題の根本的な解決のためには、全ての児童生徒を対象とした未然防止の観点に立った取組を充実させることが不可欠である。生命や人権の尊重、規範意識の醸成、自主性や協調性の育成など、児童生徒一人一人の豊かな心を育む様々な活動を通して、いじめをしない、させない、許さない風土づくりに努めていく。さらに、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる生活ができる学校づくりを進める必要がある。

### 2 いじめの早期発見

「いじめはどの子にも起こりうる」という認識を持ち、日頃から丁寧な児童生徒理解に努め、些細な変化にも気づく力を高めていく必要がある。いじめは、大人の

目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、いじめと判断しにくい形で行われることを認識し、小さな兆候やサインを見逃すことなく、アンテナを高く保つとともに、教職員間で積極的に情報交換し、情報を共有することが大切である。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭・地域と連携して児童生徒を見守っていくことが必要である。

### 3 いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童生徒や周囲の児童生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等、迅速かつ組織的に対応を行う。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関と連携を進める。

そのため、教職員は平素よりいじめを把握した場合の対処のあり方について、市教育委員会作成のいじめ問題対応マニュアルや県教育委員会作成の生徒指導ハンドブック「New I's」を通じて、理解を深めておく必要があり、さらに、学校における組織的な対応を可能とする体制の整備が必要である。

### 4 家庭や地域との連携

いじめは学校による指導だけでは解決しない社会問題である。社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭・地域が密接に連携する必要がある。PTAや学校応援団の取組を活用して、学校内外で児童生徒が地域の人たちと接することにより、大勢の大人たちが見守っていることに気づかせることが必要である。

### 5 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、少年サポートセンター、南児童相談所、医療機関等）と適切に連携を行う。そのために、平素から関係機関と情報を共有できる体制を構築する必要がある。

## 第3 いじめ防止等のための対策の内容

### 1 いじめ防止等のための組織

#### (1) いじめ問題対策連絡協議会の設置

戸田市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、戸田市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という）を設置する。

この連絡協議会は、必要に応じて開催する会議体とする。

会議の内容は以下の通りである。

- ①いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること
- ②市内におけるいじめ問題の現状把握、分析等に関すること
- ③その他いじめ問題の解決に必要な事項に関すること

## (2) いじめ問題調査委員会の設置

戸田市教育委員会は、重大事態が発生した際に調査を行うため、法第14条第3項に基づき、条例の定めるところにより戸田市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という）を設置する。

## (3) 生徒指導支援センターの活用

戸田市教育委員会は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下、市基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うために、生徒指導支援センターを活用する。

## 2 教育委員会が実施する施策

### (1) 基本的な方針

いじめ対応マニュアルを作成し、全学校へ配布する。全教職員がいじめに対する理解と対処のあり方について理解するための指針とする。

### (2) 組織的な対応

生徒指導支援センターを開催し、市全体のいじめ防止の取組や、学校への支援について協議し、人的・物的支援について検討する。

市生徒指導委員会及び学校警察連絡協議会を開催し、各学校や警察からの情報提供により情報を共有し、学校間で連携していじめ防止に取り組んでいく。

こども家庭課、児童青少年課等の関係課との定期的な連携により、市長部局とともにいじめ防止に取り組んでいく。

### (3) 未然防止に向けた定期的なアンケート

全中学校1年生を対象とした学校生活アンケートを6月に実施する。環境が変わって、新たな仲間たちとの集団の中で、学習、生活、人間関係等において悩みはないかを調査し、結果を基に、市教育センターとさわやか相談室が連携して個別相談等に生かしていく。

### (4) 専門的な相談員等の配置

教育センターに教育相談指導員、教育心理相談員及び発達小児医師を配置し、専門的な相談体制を充実させる。

各中学校にさわやか相談員1名とボランティア相談員2名を配置し、児童生徒・保護者及び教職員が相談しやすい雰囲気のある「さわやか相談室」を設置し、校区内での相談体制を充実させる。

また、全中学校区にスクールカウンセラーを配置し、より専門的な相談体制を充実させる。

(5) 教職員の研修

いじめ防止に係る教職員の資質向上を図る。

子どもへの暴力防止プログラム（CAPプログラム）研修会を実施する。（各校1名参加の悉皆研修）

(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

ネットパトロールを実施し、必要な情報を学校に報告して、早期対応につなげる。

インターネットトラブル・ネットいじめ対応研修会を実施するとともに、各学校に、児童生徒及び保護者を対象とした情報モラル講習会の開催を依頼し、インターネットを介したいじめ防止の意識の高揚を図るとともに、効果的に対処できるよう啓発する。

(7) 啓発活動

いじめ対応保護者向けリーフレットや児童生徒用いじめ防止リーフレット、さらには、教師用いじめ等防止指導資料を作成・配布する。

また、戸田市中学校生徒会や戸田市小学校児童会による自発的な取組により、市内全児童生徒にいじめ撲滅の意識の高揚を図る。

（戸田市中学校いじめ撲滅宣言や戸田市小学校いじめのない楽しい学校宣言の遵守と推進）

3 学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

各学校は、国又は埼玉県及び戸田市で策定した「基本方針」を参考にして、学校としていじめ防止等の取組をどのように行うかについての基本的な方向や取組の内容を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）として定める。

「学校基本方針」は、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等いじめ防止の全体に係る内容であることが必要である。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等のための組織を置くものとする。

学校におけるいじめ防止、早期発見及び早期対処等に関する措置を実効的に  
行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置くことが規定  
された。この規定により、各学校は、「学校いじめ問題等対策委員会」（以下「学  
校対策委員会」という）を設置する。

学校対策委員会の構成員は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主  
任、各学年主任、教育相談部代表、養護教諭、さわやか相談員、学校評議員代  
表、PTA会長、臨床心理士等の中から学校の実情により校長が定める。さら  
に、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員経験者、警察官  
経験者など外部専門家等の参加により、より実効的ないじめ問題への対応が図  
られるよう工夫する。

当該組織の具体的な役割は以下の通りである。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・  
修正等、PDCAサイクルの機能を推進させる役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を  
行う役割

### (3) 学校におけるいじめ防止等に関する取組

各学校における具体的な取組については、以下に示す内容を参考に学校の実  
情に合わせて計画し実行していく。

#### ①いじめの防止

- ・ 学ぶ喜びを味わえる授業の充実と学力の向上
- ・ 思いやりの心を育む教育
- ・ 児童生徒等の特性に応じた適切な指導
- ・ 豊かな体験活動を通じた温かい集団づくり
- ・ 規範意識を高める児童生徒の自発的な取組
- ・ インターネット等を介したいじめの防止

#### ②いじめの早期発見

- ・ 児童生徒理解、信頼関係づくり
- ・ 教職員の研修
- ・ 何でも話せる相談窓口、相談機能の充実
- ・ 外部相談機関との連携

#### ③いじめへの対処

- ・ 実態把握
- ・ 当該児童生徒、保護者への指導
- ・ 周囲の児童生徒への指導

#### ④家庭や地域との連携

- ・ PTA家庭教育学級
- ・ 各中学校区の地域の会

- ・各地区との懇談会
- ⑤関係機関との連携
  - ・蕨警察署
  - ・南児童相談所
  - ・戸田市人権教育推進協議会

#### 第4 重大事態への対処

##### 1 重大事態とは

法第28条第1項において、次に掲げる場合をいじめの重大事態としている。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「いじめにより」とは各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な損害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、日数だけではなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握して判断する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

##### 2 重大事態の発生と調査

###### (1) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生したときには、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会は、これを市長に報告する。

###### (2) 調査の趣旨及び調査主体

調査は、当該重大事態に対処するとともに同種の事態の発生の防止に資するために行う。学校からの報告を受けた市教育委員会は、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断する。

学校が調査主体になる場合であっても、法第28条第3項の規定に基づき、教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導や適切な支援を行う。

###### (3) 調査を行うための組織

①学校が主体となる場合

各学校が設置している「いじめ問題対策委員会」を母体とし、学校評議員、PTA代表、教育センター心理相談員等の学校以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成により組織する。

②教育委員会が主体となる場合

条例により設置した戸田市いじめ問題調査委員会をもって組織する。

(4) 調査の実施に当たって

調査に当たっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係はどうであったか、学校・教職員がどのように対応したかという事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。その際、教育委員会及び学校は調査組織に積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むものとする。

①いじめられた児童生徒から聞き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先とした調査を行うことが必要である。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為をやめさせる。

また、いじめられた児童生徒に対しては、事情や信条を聴取し、その状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

②いじめられた児童生徒から聞き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合は、いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聞き取り、迅速に当該保護者と今後の調査について協議して調査に着手することが必要である。

③自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。

この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその原因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月文部科学省設置「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」)を参考とするものとする。

以下、会議内容より抜粋

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うにあたり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により、参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が行う調査については、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる。
- 情報の発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることがないよう留意する。

なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性のあることを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

#### (5) その他の留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、学校と連携の上、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめら

れた児童生徒の支援のため弾力的な対応を検討する必要がある。

さらに、教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

### 3 調査結果の提供及び報告

#### (1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報の提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係や再発防止策について適時・適切な方法で説明を行う。これらの情報提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

#### (2) 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会より市長に報告する。

なお、(1)の説明結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて、市長に提出するものとする。

### 4 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

#### (1) 再調査

上記3(2)の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という）を行う。再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

#### (2) 再調査を行う機関

再調査を実施する機関については、当該調査の公平性・中立性を図るため、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない者で組織する。

#### (3) 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、当該学校へ指導主事の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家、教員経験者、警察官経験者など外部専門家の配置等の支援を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定し、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。